

規制改革推進会議（第24回） 議事概要

- 1．日時：平成29年12月12日（火）16:00～18:03
- 2．場所：中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室
- 3．出席者：
 - （委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、安念潤司、高橋滋、林いづみ、
原英史、森下竜一、八代尚宏、吉田晴乃
 - （政府）梶山大臣、松本副大臣、河内内閣府事務次官
 - （事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長、
荒木参事官、石崎参事官、佐脇参事官、谷輪参事官、中沢参事官、
西川参事官、福田参事官
- 4．議題：
 - （開会）
 - 1．屋外広告規制の見直しについて
 - 2．地方における規制改革について
 - 3．民泊サービスについて
 - （閉会）
- 5．議事概要：

大田議長 ただいまから「規制改革推進会議」の第24回会合を開会いたします。
本日は、飯田委員、江田委員、古森委員、野坂委員、長谷川委員が御欠席です。
原委員は、おくれたの御出席と伺っております。
梶山大臣は、後ほどお見えになります。

本日は「1．屋外広告規制の見直しについて」は、国土交通省、東京都からのヒアリングです。

「2．地方における規制改革について」の報告審議です。

「3．民泊サービスについて」の住宅宿泊事業法の施行に向けた、地方自治体の条例の状況について、観光庁からのヒアリングを行います。

まず、議題1．「屋外広告規制の見直しについて」ですが、第21回会議において、村井教授、それから、渋谷クリエイティブタウンから御提案のあった、プロジェクションマッピングの活用の推進について、関係省庁と自治体から、御見解と今後の対応をお伺いいたします。

国土交通省から、大内秀彦大臣官房審議官にお越しいただいております。ありがとうございます。

それでは、資料1 - 1に基づいて、御説明をお願いいたします。

大内大臣官房審議官 それでは、資料1-1につきまして、御説明を申し上げます。

国土交通省大臣官房審議官で、都市生活環境担当ということで、公園でございますとか、景観を担当させていただいております、大内と申します。よろしく願いいたします。

1ページをめくっていただけますでしょうか。プロジェクションマッピングに関する屋外広告物規制につきまして、現状と今後の対応方針ということで、簡潔に整理させていただいたもので、基本的な考え方を御説明申し上げます。

現状でございますけれども、屋外広告物につきましては、屋外広告物法という法律でございますが、規制等の基本的な枠組みを定めるものでございまして、基本的に書いてありますのは、各地域に適用される規制、それぞれの規制は、条例によるものと定められておりました、屋外広告物規制法自体は、条例による規制について、裏打ちをし、また、いろいろな規制についての根拠を法律に置くという整理でございます。そういうたてつけになった法律でございます。

プロジェクションマッピングにつきましては、屋外広告物の定義の上で、私どもとしては、建物その他の工作物に表示されたもの並びにこれらに類するものに該当するという整理を行っております。常時、または一定の期間と掲示されるものでございますけれども、これらの判断につきましては、先ほど申し上げました、法律のたてつけ、条例によるという基本的なたてつけの関係から、私どもは、地方公共団体の判断に委ねております。

許可基準などにつきましても、プロジェクションマッピング自体については、今のところ壁面広告で、ビルの横にぶら下げたり、看板をつけたりする形の広告と同様の取り扱いをしているものがございます。全体として見ると、まだ十分なプロジェクションマッピング自体を想定した基準、条例は、十分存じ上げておりません。

今後の対応方針でございますけれども、今、申し上げましたとおり、プロジェクションマッピング自体、大変新しい広告形態でございますし、また、イベントでございますとか、地方公共団体も含めました、いろいろな事業、行事、その中における屋外広告物の1つの類型とっておりますので、その特性については、私どもも、まだ十分に把握し切れておるとは思っておりません。

地域の実情についても、いろいろあると思っておりますので、従来の広告物とは異なる許可基準、または、考え方を定めていただくことが、先ほど申し上げました、プロジェクションマッピングの新しい技術ということで、鑑みた場合、望ましいのではないかとということで、現在、私どもが実施しております、屋外広告物の条例ガイドライン、これらにつきまして、運用上の参考事項、いろいろな技術的な事項を明記しておりますけれども、この中に、プロジェクションマッピングについての考え方を、明示してはどうかと考えております。

2ページ以降につきまして、これまでのプロジェクションマッピングの規制の現状と事例につきまして、簡単に整理させていただいておりますので、御紹介申し上げます。

2ページ目でございます。右下に2と書いてあるページですけれども、プロジェクションマッピングに関する規制の現状でございます。

プロジェクションマッピングにつきまして、建築物には限りませんが、窓とか、いろいろなものがありますけれども、投映用のプロジェクターを用いて、映像を投映する表現手法で、場合によっては、屋外広告物として、規制の対象となり得るということで、考えております。

これがイメージといたしますか、その事例といたしますか、表示された例でございます。

次のページは、規制についての現在のところの条文上のたてつけと、それぞれの条例の位置づけでございます。

先ほど申し上げましたとおり、屋外広告物法については、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または、公衆に対する危害を防止するというで、必要な規制の基準を定めることにしております。

2つ目の矢印のところでございますけれども、屋外広告物につきましては、常時、または、一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもの、看板、立て看板、張り紙、または、張り札並びに広告塔等々、その他の工作物に掲出され、また、表示されるもの並びにこれらに類するものをいうということが、2条に書いてございます。

これまでの運用上、都道府県、指定都市及び中核市におきまして、良好な景観の維持ということで、必要である場合には、条例で定めていただくことで、屋外広告物の表示の禁止、または、許可制などの必要な制限を行うことができる、たてつけとなっております。

次のページに、条文をそのまま引っ張っております。御参照いただければと思います。

5ページをごらんいただけますでしょうか。実施例で、名古屋の例でございます。

名古屋港のポートタワーの周辺でございます。あの周辺につきましては、名古屋市において、都市景観形成地区をかけられておりますけれども、名古屋港の管理組合、一部事務組合でございますが、その敷地にありますポートビル、写真に書いてございます、一番右側の一番左側に、小さいですが、建物がございまして、そこに対して、協賛企業名や画像を表示するプロジェクションマッピングを、23日間にわたって実施しました。これは、昨年でございます、今年も、ほぼ同じ日程で、実施されております。

同市においては、屋外広告物に該当すると判断をされ、都市景観形成地区の許可基準である、壁面面積の10分の1以内を、昨年は適用されております。口頭では、本年は、この適用をしていないと聞いております。

次の例は、仙台市でございます。プロジェクションマッピングの実施例として、仙台市のマンションの建設予定地での例でございます。

マンション建設予定地の敷地内で、伊達政宗でございますけれども、町の歴史や未来像を表示するプロジェクションマッピングということで、5日間にわたって、実施されたものでございます。これにおいては、屋外広告物に該当するという判断はされていたものの、表示の期間が5日間を超えないものということで、許可不要という取り扱いをされたと聞いております。

下に書いておりますけれども、条例の例でございます。

7ページをごらんいただきます。北九州市のプロジェクションマッピングの例でございます。

北九州市では、夏祭りの協賛金ということで、協賛企業名を市庁舎に表示するプロジェクションマッピングを、夏祭り当日の30分程度にわたって、実施されました。昨年でございます。

同市におきましては、1日であり、かつ30分程度のため、一定の期間継続してとの屋外広告物の定義に当てはまらないという御判断をされたということで、ちょっと見ていただきますと、北九州市役所に対して、川を越えて、または、川の手前からの表示を行ったということでございます。

8ページ、静岡市の例でございます。

プロジェクションマッピングの例として、静岡市では、商業複合施設のグランドオープンということで、ビルの認知度の向上及び中心街の活性化を目的に、県道を挟んで、金魚の画像でございますとか、主催者の名前を表示するプロジェクションマッピングを、2日間にわたって、実施されています。

このときの解釈といたしましては、屋外広告物に該当するとしたものの、イベント会場に設置する広告物ということで、屋外広告物規制の適用を除外したということでございます。2013年の事例でございます。

最後のページに、静岡市の条例でございます。

以上のように、例を幾つか御説明をさせていただきましたが、一番最初のページに戻らせていただきますけれども、プロジェクションマッピングについて、各自治体が主体となっていていただいております、規制につきましては、今、御説明申し上げましたとおり、地域の実情に応じまして、それぞれ景観でございますとか、道路関係の基準でございますとか、いろいろな取り扱いがなされております。これらにつきましては、プロジェクションマッピングということで、従来の立て看板でございますとか、壁にかける壁面広告とは異なる技術的な要素があると思っておりますので、これらについて、我々としては、十分な情報収集を行っているわけではございませんけれども、引き続き、情報収集を実施した上で、できれば、屋外広告物条例ガイドラインにつきましては、必要な見直しを行っていく考えでございます。

以上、私からの資料に基づきましての説明は、以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対して、御意見、御質問をお願いいたします。

吉田委員、どうぞ。

吉田委員 ありがとうございます。

プロジェクションマッピングに関しまして、今までの経緯で、全部私も参加させていただいているわけではないのですけれども、今回の自分の個人的な経験を少し申し上げますと、物すごい技術進化が見られます。驚いてしまったのですが、5月に女性ダボスという

ことで、世界の66カ国の女性の2,000人ほど呼んで、迎賓館でさせていただいたのですが、迎賓館で、プロジェクションマッピングのライティングをしようということになって、賛否両論もあって、私は、そんなことにお金を使ってもしょうがないと思って、「やめよう派」だったのです。

ところが、見てびっくり、世界中から集まった女性の方々も腰を抜けたぐらいで、これがあの迎賓館かというぐらい、すごくきれいになるのです。私も知らなかったのですが、内閣府を含めた霞が関の方も、みんな驚いていました。ですから現実を知らない方は多いと思うのです。

日進月歩の技術革新に対して、規制を云々するのであれば、これならやろうという気持ちになる方向性を考える必要があります。この辺のところは、中央政府というか、国土交通省さんも一緒に中心になって、勉強会を開くとか、実際に見せて差し上げるとか、そういった努力も必要かもしれません。私は絶対に地方創生につながると思います。

この技術を駆使して、ロンドンオリンピックで、相当広告効果をあげることができました。古い建物などに映し出したり、BTタワーという電話塔があるのですけれども、あそこをプロジェクションマッピングで利用したりということで、いろいろなイベントが続く中、広告費としてみても大きな収入源となることは間違いないと思います。

私たち規制改革推進会議というのは、600兆円目指しての規制改革と、当初、総理から言われております。いかにみんなで“もうける”ために、規制改革をしていくのか、そんな観点で、地方の自治体の方々などにも、実際に見てもらえば、急にいろんなアイデアが出てくると思うのです。夜の畑にこういうものを映し出したらとか、新幹線が通るところに、山にこういうものを映し出したらなど、それぐらい光というのは、あらゆる場面で活用できて、かなり多様な表現も可能ですそんな観点でリードをしていただき、柔軟性を持って規制改革を考えていただくことが必要だと思えます。

大田議長 ありがとうございます。

ほかにございますか。八代委員、どうぞ。

八代委員 吉田委員から、非常に迫力のあるお話がありましたが、既に例を挙げさせていただいたものを見ましても、期間が短いとか、壁面の10分の1とか、既に自治体があるような基準で、事実上の規制緩和をしているわけです。

だから、おっしゃったように、そういうベストプラクティスをベースにして、ガイドラインをつくっていただく。それがあると、今までやる気がなかったところも、やるようになるわけですので、そういうプロジェクションマッピングを実施するに当たって、必要な手続とか、申請とか、届け出先とか、そういうものをまとめたガイドラインを、早急につくっていただきたいのですが、いつごろ可能になるのでしょうか。

何と云っても、今、吉田委員もおっしゃいましたが、従来の幕をつけるとかの場合と比べて、こちらは技術の質や公益性が高いわけで、そもそも同じ規制を適用するのが妥当かどうか、その2点について、お答えをいただければと思います。

大田議長 大内審議官、お願いします。

大内大臣官房審議官 今、お話しいただきました、吉田委員からお話がありましたとおり、大変な技術の進歩が進んでおりまして、今、行っております壁面広告の規制につきまして、または、それぞれの条例においても、私どもがわかる限り、見る限りでは、先ほども御説明申し上げました、取り上げた特殊な規制は、見当たっておりませんので、私どもとして、そういうものは、技術的な進歩が適切な規制になっていくように、技術的な情報を提供していったら、基本的な規制は、条例に基づいて、各自治体が行っていただくことが、法律のたてつけでございまして、いろいろなバリエーションがあると思っています。その部分につきまして、情報提供を進めていく必要があるだろうと思っております。

八代委員からお話がありました、規制緩和を進めさせるというニュアンスで、聞き間違いだったら、申しわけございません。私どもは、あくまでも条例がどういう形で規制されるかについての判断を左右するのは、適切ではないので、技術的にどういうものが規制を行えるのではなくて、どういうものであって、どういう景観に影響が出るとか、どういう光が出るとか、そういうものについての事例がこうであるとか、こういう取り扱いが行われた例がございましてということ、提供申し上げて、できれば、自治体の皆様がそれぞれの地区に当てはめていただく上で、規制のやり過ぎがないようにしていただくものです。

先ほどおっしゃった、立て看板と同じ扱いをするということではなくて、プロジェクトマップとして、ふさわしいものは何かということ、御判断いただければいかがかということ、お手伝いさせていただきたいと思っております、ガイドラインという言葉で、私どもは表現しておりますけれども、その中に入れてはどうかということ、考えたいこととございます。

いつまでという御指摘でありましたけれども、申しわけございません。今、私どもが情報収集をして、各自治体に対して、どういう例があるということで、先ほどのここにありますような例ですとか、もっと新しい例で、2013年の例が入っていたりしますので、もっと新しい例で、どういうものがあるとか、担当者会議で、情報共有を進めさせていただいて、自治体の条例の変更が必要になってくる可能性がありますので、そういうものへの必要な情報提供を行っていくために、間に合うように、ガイドラインの整備を行っていきたいと思っております。

できるだけ早くガイドラインということではあると思っておりますけれども、条例の変更が必要になる可能性がありますので、その場合のために向けて、各自治体の皆様に、今、どういう自治体が、どういうものを認めて、どういうものを認めないで、そのときにどういう影響が出たとか、出ないかという情報が共有されていないのではないかと考えておりますので、できるだけそういう情報共有を、自治体の皆様と進めていく、まずそれをさせていただければと思っております。

その上で、条例改正に必要な、私どもとして、ガイドラインをまとめさせていただくという手順で、いかせていただければと思っております、いつまでのガイドラインをという

点では、御容赦願えればありがたいと思いますが、そんなに遅くない時期に、やらせていただきたいと思っています。

大田議長 八代委員からはガイドラインの時期についての御質問に加えて、手続、申請などをまとめたガイドラインを、という要望が出されました。これは、村井先生と渋谷クリエイティブタウンの方にご説明を伺ったときに、どこにどう申請すればいいのかわからない、許可のプロセスがわからないという御意見があったためです。プロジェクトマップを実行するに当たって、必要となる手続とか、申請、届け出先の一覧とか、あるいは留意点をまとめた実施マニュアルのようなものを、お示しいただくことはできないかというのが八代委員の御趣旨ですが、いかがでしょうか。

大内大臣官房審議官 おっしゃっていることを含めて、先ほど申し上げましたように、自治体がどこでどういう形で調整を行ったのか、例えば川越しにプロジェクトマップをしたものがありますし、道路越しのものがあります。道路越しのものだと、道路占有者との関係をどうしたのか、これは、必ずしもつかんでおるわけではございません。河川を越えているものに対して、河川管理者との関係はどうしたのか、それをどうやったのかというのは、今、持っておりませんし、そういうことについて、各自治体の皆様に、どこでどういう調整を行って、先生のおっしゃった手続として、必要なところはどこだったのかということ、情報共有を進めさせていただく中で、ガイドラインにできればそういうものを書き込んでいくことだと思っております。

技術だけではなくて、先ほどおっしゃった手続、抵触してくるであろう、いろんな管理、ほかの交通安全を含めた仕組み、そういうものについても、例示を挙げていって、できれば、そういうもので、各自治体の皆様に、申請を上げてこられる事業者の皆様との意思疎通を進められるように、させていただければと思っております。

大田議長 八代委員、どうぞ。

八代委員 自治体の権限だとおっしゃいましたが、少なくとも、国の規制には問題がないといえませんか。例えば川越しに投影する場合には、河川の利用を妨げているわけではないので、河川局の使用許可が要するなどということはないことをちゃんと明示していただきたいと思います。

大内大臣官房審議官 申しわけございません。川の河川管理者が、どういう管理をしているかについて、私どもは、担当として、今は、即答ができかねます。ただ、河川の管理者と道路管理者と、どういう調整が必要であったのかということについて、事例を集めて、プロジェクトマップを行っていただく上で、共有することができれば、そこについてのガイドラインを、私どもが書き込んでいくことは、可能だろうと思っております。

大田議長 高橋委員、どうぞ。

高橋委員 1つは、自治体にして見ると、こういうものを実施することについては、かなり勇気が必要であり、そういう意味では、こういう先進的な事例が出てくるには、必要に迫られて一歩前に踏み出してみた、ということだと思っております。

そうしますと、こういうことについて事例を定着させるというのであれば、国の方から積極的にこういうふうになれば問題がない、と提示しないと、自治体の経験を下から積み上げていったのでは、テンポ感が全く違うと思います。

そういう意味で、今のお話は、国交省として前に進めるという姿勢が、私には伝わりませんでした。例えば河川管理者との協議はどうなっているかとか、道路管理者の協議はどうなるかというのは、国交省の中で協議すれば決まる話なのではないですか。この技術について、河川局はどう考えるのか、道路局はどう考えるのかと聞けば、それで話が済むはずですが、それは、国交省できちっとやっていただいて、その結果を自治体にお知らせすればいいわけであって、何もそれについて、自治体に聞かなければわかりませんという話は、私はよくわかりません。

加えて、先ほどのお話のなかで、時期を示せないというのは、私はわかりません。各省の中で、警察とも調整が必要だと思いますが、国が積極的に調整を進めて、これならできるということをきっちり合意すれば、ガイドラインに示せると思います。そういう観点からいって、お尻は切っていただくということは重要だと思いますが、いかがでしょうか。

大田議長 お願いします。

大内大臣官房審議官 御指摘のとおりだと思っておりますので、そういう点につきまして、国として、中で議論が進められるものについては、進めた上で、自治体に示していきたいと思っております。

ただ、どの川がどういう形で影響が出るのかということについては、それぞれの管理の問題なのです。

高橋委員 それは、河川局がやればいい話です。

大内大臣官房審議官 そこは、どういう協議をしてくださいということは、私どもがちゃんと示していきたいと思っております。

2点目にございました、国が積極的に自治体に示していくということは、もちろん大事なことだと思っておりますので、私どもとしては、先ほどおっしゃった手続、プロジェクトマップに当たっての技術的な景観への影響等々の事例、そういうものを積極的に集めて、提供させていただき、最終的に自治体の御判断は、我々としては、今のものよりも緩やかという大変ですけども、使いやすい制度になっていただくようにしていくことが、必要だと思っております。

大田議長 吉田委員、どうぞ。

吉田委員 手短にします。

時期という意味では、2019年はラグビーワールドカップ、2020年のオリンピック・パラリンピック大会という「かきいれどき」をミスしていただきたくないということと、先ほどご指摘があったように、今の技術は、河川どころか、道路どころか、県またぎで夜空にプロジェクションが可能ぐらいの技術ができていの中で、県それぞれの地方自治体に考えさせるというのは、余りにも酷だと思うのです。

皆さん、これだけのものがあって、これぐらいのビジネスオポチュニティもありますので、こんなふうにやってみませんかという、そういうリーダーシップというのは規制を考えるでも必要だと思います。

大田議長 林委員、どうぞ。

林委員 ありがとうございます。

きょう、私は、国交省から御説明を伺うまで、もっと前向きに取り組んでおられるのかと思っていたので、ここまでのお答えを伺って、ちょっと驚いてしまいました。

屋外広告物規制法について、有体物の広告物に対して、面積とか、高さの制限をされている時代と、無体物の投射する映像の場合では、規制の必要性や、必要性の根拠も全く変わってくると思うのですが、国交省としては、有体物ではない、こういった上映する映像について、どのような観点で、どういう規制が必要だとお考えなのでしょう。

大田議長 お願いします。

大内大臣官房審議官 先ほどの3ページにございます、法律に戻って、大変恐縮なのでございますけれども、良好な景観をつくっていただく、これは、自治体の皆様が努力していただいていることであり、都市生活、または、住民の皆様の生活の上で、大変大事なことだと思っております。

一方で、屋外広告物の規制等々につきましては、法律、または、条令に根拠がなければいけないという、ある程度禁止とか、制限というのは、抑止的に運用されるべきものを考えております。私ども、そういう意味では、先生がおっしゃったとおり、積極的な活用が行われているように、我々は、技術的なサポートをしていく必要があるだろうと思っております。

ただ、何のために我々が規制しているのかということについては、景観、住民の生活環境、そういうことを保全していきたいという自治体の皆様が、プロジェクションマッピングに限らず、広告物全体について、制限をされるときは条例に対して、根拠をつけさせていただいているという形でございます。

林委員 ありがとうございます。

そうすると、ガイドラインの中では、これまでの有体物の広告物とは違った、プロジェクションマッピング、無体物についての積極的な意義を評価した上で、考え方の整理をお示しいただくと、捉えてよろしいでしょうか。

大田議長 お願いします。

大内大臣官房審議官 言葉として正確ではなかったのですが、技術的に新しいものなので、今、おっしゃった有体物、無体物という捉え方は、申しわけございません。私は、初めて考えているわけなのでございますけれども、それでということではないのですが、ただ、技術的に全く新しいことではございますので、その部分について、今の規制を当てはめることは、必ずしも適切ではない例があるのではないかとということで、先ほど申し上げたように、新しい技術にふさわしい事例を集めて、規制について、もともと抑止的なものですから、そ

れをちゃんと過剰な規制にならないような形で、緩やかというとな変ですけども、ふさわしい規制として、緩やかに、プロジェクトマップングの特性に応じた規制に直すべきであろうということを、しっかりと打ち出していきたいということでございます。

林委員 ありがとうございます。ぜひそれを迅速にお願いしたいと思います。

大内大臣官房審議官 急ぎたいと思っております。

大田議長 森下委員、どうぞ。

森下委員 会話を聞いていて、国交省さんが前向きなのか、後ろ向きなのか、全くわからない会話がが続いています。どう考えても、新しい技術を伸ばさなければいけないという話が前提にあって、今までとは違うというのは、皆さん、一致していると思うのです。そう考えると、もうちょっと前向きなお話をいただけないと、困るのではないかとというのが、1点です。

もう一点は、自治体から国交省さん、担当部局に問い合わせがあっても、先ほどの河川は、今から勉強しますとか、結局のところ、答えが返ってこないような状況では、地方自治体のほうも困るのではないかと思うのです。少なくとも出そうな質問に関しては、この場で答える程度のところまで、技術レベルで御回答があってもしかるべきではないかと思うのですが、それは、やりたくないから、全く勉強していないのか、どういう状況で、そういう中途半端なお答えになるのか、お聞きしたいのです。

大田議長 お願いします。

大内大臣官房審議官 私どもとして、何度も繰り返しになるのかもしれませんが、新しいマップングの技術について、できるだけそれにふさわしい形の規制といたしますか、手法があっても、おかしくないと思っております。その上で、今の手法が不適切なのか、過剰ではないかというお問い合わせで、先ほどからいただいておりますけれども、その部分については、私どもとしては、もっと緩やかな形で、何かできないのかという点では、先生と方向としては、同じだと思っております。

その次に、自治体を待つ訳ではないと言っておりますが、吉田先生からもお話がございましたように、現にたくさん事例があるということではありません。まだそんなにたくさんあるものでもないのです、私どもとしては、うまくいった事例、悪くなった事例それぞれを収集させていただく中で、自治体の皆さんも、十分情報を持っていらっしゃるかとだと思います。

自治体の中で、どういうものを認めて、どういうものだと、どういう認めることによるの問題があったのか、なかったのか、そういうものを共通化していきたいと思っております。そういうことを通じて、可能になっていけば、我々としては、ふさわしいのではないかとと思っております。

森下委員 もっと積極的にやるのが普通ではないですか。自治体が困らない限り、検討しないといっていることと等しいと思うのです。

大田議長 金丸議長代理、どうぞ。

金丸議長代理 私は、聞くにたえないのですけれども、国内の事例は、今、この規制があるので、過剰かどうかは別に、当たっていないわけです。プロジェクションマッピングというのは、想定外な昭和24年という古い時代に決めて、法律をつくったわけです。新しい物が出てきて、皆さん、企画をしたり、あるいは地域おこしをやったりするわけですから、よかれと思ってやるときに、そういえば、法律のここに書いてあるこれが、該当するかもということで、我々は発展していないわけではないですか。

国内の事例を調べるとおっしゃいましたけれども、もっと成功している例というのは、海外にあるわけです。海外でも、そんな事例がたくさん出てきていたにもかかわらず、中央官庁として、国交省がそれを今までどう見てきたのですか。どう見てきて、どう感じてきて、これまでなぜ規制改革推進会議で取り上げる前に、みずから対応しようと思わなかったのか。

これからガイドラインをおつくりになるときに、想定しているものは何かを示してほしいのです。今の事例は、きょう、この瞬間に、過去事例です。そうすると、来年、再来年で、面積と高さにもこだわっているというか、今の規制だと該当するようだけれども、面積と高さという概念は、多分なくなると思うのです。

面積と高さの測定は、誰がどうやってするのか、映像は物すごいスピードで動くわけです。そうすると、その測定は、その瞬間にどうやってやるのですか。前提にしているものが違っていれば、ガイドラインたるものも、また、我々の日本中の創意工夫を縛ることがあると思うのです。

今までチャンスがあったのに、そういうことについて、対応する気がなかったか、してなかったことを、まず反省して、時期の明示もできないというのだったら、時期の明示は、いつできるのですかという話だと思うのです。

大田議長 お願いします。

大内大臣官房審議官 広告物の関係のプロジェクションマッピングについて、例えば今のプロジェクションマッピングではない広告物の規制につきましては、設置の位置ですとか、形状、面積、色彩、デザイン、そのエリアの景観上、色彩の規制がかかっているものについては、色彩の規制がかかったりいたします。

プロジェクションマッピングは、今、おっしゃったとおり、これらに当てはまらないことがたくさんあると思っております。私どもとしては、これらについて、もう少し緩やかな考え方で、規制ができないかという点については、これから検討させていただきたいと思っております。

これまでどうしてきたのかという点につきましては、今まで私どもとしては、プロジェクションマッピングについて、屋外広告物として、各条例が規制されているものと、大変恐縮でございますけれども、そういうもので考えておまして、積極的にプロジェクションマッピングについての具体的な技術的な革新をフォローしてきていないのは、事実でございます。申しわけございません。

3点目、スピードアップということでした。今、私どもとしては、できれば年度内にでも、先ほど申し上げました、今まで許可を行ったり、許可を行う意思のある自治体、または、そういうアプローチを受けている自治体について、意見交換といいますか、どういう困難を抱えておられるのかについての聴取と私どもなりのガイドラインに盛り込むべき点について、整理を行っていきたいと思っております。

大田議長 ありがとうございます。

2019年にラグビーのワールドカップもありますし、村井先生の御意見でも、すぐれた日本人のプロジェクトマッピングのアーティストはいるけれども、経験を積まないといけない、と。それからすると、非常に急がれます。

今、年度内に、自治体との意見交換、情報共有ということでしたが、そうすると、ガイドラインができるのは、来年の前半と考えてよろしいのでしょうか。

大内大臣官房審議官 条例に間に合うようにと思っておりますので、9月の県会が多いのではないかと思いますのですけれども、それに間に合うようにやっていきたいと思っております。ですから、前半よりもちょっと早目に頑張りたいと思っております。

大田議長 私どもは、6月ごろに次の答申になりますので、その前に、ぜひお示しいただけるように、よろしく願いいたします。

大内大臣官房審議官 わかりました。

大田議長 ありがとうございます。

きょうは、大内審議官、お忙しいところ、ありがとうございます。ガイドラインをどうぞよろしく願いいたします。お待ちしております。

(国土交通省関係者退室)

(東京都関係者入室)

大田議長 それでは、次に東京都から、上野雄一都市整備局技監にお越しただいております。ありがとうございます。

それでは、資料1 - 2に基づいて、御説明をよろしく願いいたします。

上野都市整備局技監 東京都の都市整備局技監の上野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

失礼して、着座にて御説明させていただきます。

お手元の資料、規制改革推進会議説明資料の表紙をおめくりいただきまして、2ページをごらんください。こちらは、プロジェクトマッピングに対します東京都の取り扱いをまとめたものでございます。

平成24年のときに、東京都の広告審議会で整理した内容でございます。右側に写真がございますように、当時、東京駅の駅舎が復元されて、創建当時の姿に復元されたときに、イベントで、プロジェクトマッピングが使われたときの事例でございますけれども、このような事例も出てきました当時としては、こういうプロジェクトマッピングの形態の広告物の相談が、どんどんふえていくだろうということも、見込まれていた状況でござ

ございました。

そうした中で、プロジェクションマッピングにつきまして、当時の条例に、どのように位置づけて、どのように取り扱うかを整理いたしまして、基準化したものでございます。これにつきましては、既存のものに当てはめるということで、条例改正や規則改正まで必要ないとして、整備したものでございます。

具体的な内容として、3点ございまして、1点目は、イベント等で、企業名、商品名等が映らない映像につきましては、一時的に投映するものであれば、規制の対象外にしていいのではないかという判断で、対象外として扱うとしたものでございます。このときは、東京駅のイベントで使われた事例にも対応するものとして、このような取り扱いにしたものでございます。このときの一時的な取り扱いにつきましては、都といたしましては、おおむね5日間程度ということで、運用しているものでございます。

2点目、営利内容を含む映像を投映するものにつきましては、禁止区域では出せないのですけれども、許可区域では、通常の広告板の計算式に準じて、面積計算をしていただきまして、一定の規格の中であれば、許可により、投映できるとしているものでございます。

3点目、今の1点目と2点目とは別に、道路等をまたいだ投映につきましては、不可としております。交通管理者の警視庁などとも相談いたしまして、ドライバーの通行をする際に、プロジェクターの光が点滅するとか、光源がまぶしいとか、そういったことから、ドライバーの安全面の確保に、支障が出るのではないかという懸念もあったことから、道路そのものが禁止区域でもございますので、道路をまたいだ投映につきましては、一律的に不可にするという取り扱いにしたものでございます。

この3点は、原則的な取り扱いということで、当時、許可権者である区市などに対して、周知をしているものでございます。東京都におきましては、条例に基づく広告物の表示、あるいは設置に係る許可の権限につきましては、自治法の規定に基づきまして、都の事務処理の特例に関する条例に基づきまして、区や市に権限を移しております。そういったことで、実際の許可権は、区市にございますので、そこで統一した運用を行うために、この取り扱いにつきましては、平成25年でございますけれども、許可権者に周知をしているところでございます。

原則的な取り扱いでございますけれども、この中で、これにつきましては、一般の事業者の方から相談があれば、区市の窓口におきまして、こういったルールにしていますということを御説明して、御理解をいただいているという運用をしているところでございます。

原則に乗らないものについて、全く出せないかということにつきましては、下に書いてあるのですけれども、例えば企業名、商品名が出る広告物につきましては、禁止区域内で出せないのかとか、面積などの基準を超えるものについて、出せないのかとか、また、道路またぎのものは、全く出せないのかということ、そうではなくて、個別に判断いたしまして、一番下に書いてございますけれども、禁止区域や基準を超える場合であっても、安全性などを確保することを条件といたしまして、条例に基づく特例許可がございまして、これに

よって、出すことが可能というものでございます。

これにつきましては、恐れ入りますけれども、次のページをごらんいただきたいのですが、3ページのところに、特例許可の流れを示しております。

左下のところに、特例許可の条件を示しております。良好な景観形成に資するもの、交通管理者等との協議の上、安全上支障がないもの、あるいは地元区市町村の了解が得られて、広告料の収入につきましては、公益的取り組みに充当するといったことを条件といたしまして、東京都の広告物審議会の了承が得られれば、特例許可が出せることになっております。

2ページにお戻りいただきたいのですけれども、こういったことで、現在、都といたしましては、下に書いてありますように、2020大会の開催に向けまして、特に大会の気運醸成につながるものにつきましては、特例許可を有効に活用して、気運を盛り上げていきたいという方針でございます。

中身につきましては、特例許可が活用できるということにつきまして、許可権者の中で、十分周知されていないところもございまして、事業者に対しての御案内が十分ではないところもございまして、この点につきましては、改めて許可権者に、特に大会の気運醸成につながるものについての取り扱いなどにつきましては、改めて許可権者に周知していきたいと思っております。

また、この内容につきましては、一般の方にも、こういった取り扱いをしているといったことにつきましては、都のホームページなどを通じまして、周知を図っていきたいと考えております。

次に、具体的な事例を幾つか御紹介させていただきます。4ページをごらんいただきたいと存じます。これは、イベントの事例の1つでございます。プロジェクションマッピングの実施例としております。

東京2020大会の開催3年前に開かれたイベントの開催にあわせて、行われたものでございまして、東京都議会の議事堂で映されたものでございます。これにつきましては、実際は、1つのコマが10分程度のものでございますけれども、本日、約1分程度に短縮したバージョンで、動画を用意しておりますので、よろしければ、そちらをごらんいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

大田議長 お願いします。

上野都市整備局技監 それでは、お願いいたします。

(動画上映)

上野都市整備局技監 どうもありがとうございました。

5ページをごらんください。こちらも同じくイベントで使われた事例でございます。これも東京2020大会の1,000日前の記念イベントで、実施された事例でございます。新宿にあるNTTドコモの代々木ビルで使われたものでございます。

6ページ目は、プロジェクションマッピングにつきまして、特例許可をした事例は、ま

だございません。類似するものとして、参考としてお示ししているものでございます。

参考1につきましては、日本橋のシティドレッシングで使われたものでございます。ちょうどデジタルサイネージ技術を使って、映像を放映しているものでございます。これは、一定の規格、面積などを超えたものにつきまして、特例許可で認めた例でございます。

次に、もう一つ、参考事例として、7ページにつけておるものがございます。これは、サッカーの世界カップのときの関係で出されたものですが、建物の大型の壁面広告として、特例許可で認めた例でございます。

こういったものにつきましても、プロジェクションマッピングにつきましても、中身次第で、個別の中で見させていただいて、警視庁などともよく相談しながら、安全上の支障がなくて、幾つかの条件が満たせるものにつきましては、認めていきたいということでございます。

あわせて、内閣府さんからいただいているものとして、国に対しての要望がないかということでございます。これにつきましては、国の見解は、恐らく屋外広告物規制につきましては、各地域の特性に応じて、行われるべきという考えから、自治体でやってくださいということだと思いますけれども、平成24年度に、都の広告物審議会でも整理したときにも、国におきましては、新しいタイプの広告物についての見解が出されていない状況でございました。

そういった状況の中で、都として、条例の中で、ある程度判断していこうということで、議論をしたものでございます。そのときの議論のポイントというのは、もともと法を受けて、条例ができていう制約の中で、新しい手法なるものが、従来の枠におさまり切らなくなるということも、生じてくるのではないかと、どこかで限界が出てくるのではないかと議論もある中で、条例の中に落とし込んでいこうとしていたものでございます。

技術の進展の中で、従来の枠におさまらないものが、今後、出てくるような状況になった場合には、法律の中で、どのように整理するかということは、恐らく課題になってくるのではないかとお思いますので、そういった際には、国において、適切な対応をしていただきたいと、お願いしたいと思っております。

あわせて、参考となるような優良事例などにつきましての情報提供ですとか、あるいは技術的助言がございましたら、これにつきましても、国土交通省さんに求めていきたいと考えているところでございます。

雑駁でございますけれども、説明は以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対して、御質問、御意見を申し上げます。

吉田委員、どうぞ。

吉田委員 御説明をありがとうございました。

私は、大いに営利目的にするべきだと思うのです。そういうのは、ロンドンオリンピックは、ネットでの参加も含めて、40億人のビューアがあったわけなのです。これだけたく

さんの人が見るといので、物すごく宣伝広告の効果があったわけなのです。これが次の日の株価にも影響してくるぐらいという連動が見られたのです。

これこそ2019年のラグビーワールドカップ、2020年オリンピック・パラリンピック大会を活用して、ここで“もうける”べきだと思うのです。そのときに、このプロジェクトンマッピングは、相当お金がかかるかもしれませんが、すでに多額の投資をしているゴールドパートナー企業も含めて、企業の皆さんにロゴ、企業名を打ち出す機会にしてみよう。こんなビジビリティの高まる2年間はないわけですから、大いに営利目的に、逆にそれを推奨するぐらいで、東京都としても、がっつりもうけましようぐらい勢いで、いいのではないかと思うのですけれども、それはだめなのでしょうか。

あと、もう一つ、道路またぎの不可というかたくなな前提も再考する必要があるように思います。今回の技術革新の一番大きなところというのは、光の距離が飛ぶようになったということです。遠くから放映すると大きな映像が映ります。それこそ夜空にもという世界の中で、道路またぎをとりあえず原則不可というのは、考え直さなければいけないのではないかと思うのです。

この2点について、お願いいたします。

大田議長 技監、お願いします。

上野都市整備局技監 1点目の営利目的につきましてですけれども、先ほど申し上げたのですが、3ページのところで、特例許可の条件としているのですが、収入は、広告料収入を上げていただいてもいいのですが、それにつきましては、例えば公益的取り組みには、充当していただきたいということにしていますので、それでもって、オリンピック招致の活動に入れていただくとか、そういったことで、使っていただくということであれば、認めていくということですので、宣伝効果は、別のところで、発揮していただくことがあり得ると思うのですけれども、収入そのものにつきましては、しっかり公益的目的に入れてくださいということ、条件にしておりますので、その中で、さらに営利にも結びつくのであれば、それはそれでいいのではないかと思います。

道路またぎの件ですけれども、これにつきましては、基本的には、道路交通法との整合をとるということですので、そちらでの安全性に支障がなければ、恐らく警視庁も認めるのではないかと思いますので、基本的にはそういうことで、個別に特例許可の中で、一つ一つ安全性に問題がないかを、確認していきましようということでございますので、当面はそういった中で、数とか、事例などを積み上げながら、そういったものを一般的に扱っていかどうかについて、引き続き、警視庁とも相談してみたいと思います。

吉田委員 ぜひよろしくお願いいたします。

大田議長 八代委員、どうぞ。

八代委員 国交省は、この問題は、基本的に条例によるものであって、自治体にお任せしていると言っているわけなのですが、今の東京都のお話だと、国交省の判断がないと、わからない部分があるということなのですが、具体的にどういことを国交省が変えれば、

東京都としてやりたいことができるのか。そこを我々が一番知りたいところなのです。お互いに責任を押しつけ合っている状況なので、東京都から、これを国にやっていただければ、東京都としては問題ないことを、明確に示していただきたい。

今、吉田委員もおっしゃったけれども、道路をまたいだらいけないのかというのは、先ほどの御説明では、ドライバーの安全面の理由や道路自体が禁止区域だからということですが、ドライバーが見えないような上空の光であれば、当然問題はないわけですし、また道路の上に何かつくるわけではないわけですから、道路が禁止区域だということと、道路を飛び越えたらいけないというのは、全く関係のないことではないか。いちいちそれを特例許可の条件ではなくて、例えば2ページの3のところなのですが、道路等をまたいだ投映は、ドライバーの安全面とか、道路の利用自体に影響を与えなければいいのだということまで、書いてもらえないかということです。

特例許可をいちいちもらうと、それに関する時間とかもあるわけです。ついでに、特例許可を得るときに、どれくらい時間がかかるのかということも、教えていただければと思います。

大田議長 お願いします。

上野都市整備局技監 1点目の国の件ですけれども、現時点では、都の条例の枠の中で判断していこうということでございます。先ほど申し上げたのは、将来、技術革新がさらに進んで、技術の進展が出て、今まで想定していないようなものが出てきて今の現行の法令に当てはまらないような、そういう状況が生じるような場合には、そのような国での対応をお願いしたいと申し上げたままで、現時点では、都の条例の中で判断していきたいということでございます。

2点目の道路またぎにつきましては、これも悩ましいところがございますけれども、基本的には、遠くから見たときに、ドライバーは、動画が流れることによって、そちらに注意がいつてしまっ、運転上、集中できなくなるとか、あるいはびっくりして、急にハンドルを切ってしまうとか、いろいろなことがあり得ることがあって、これを一律的にフリーにしていかにということについては、かなり議論があるところでございます。

いずれにしても、個別に一つ一つ支障がないものがあることはありますから、具体的に中身を見ながら、対応させていただきたいということでございます。一般的なルールにできるのかにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、それについては、引き続き、警視庁さんと相談をさせていただきたいと思います。

期間につきましては、前さばきが終わって、具体的なものに基づく相談があって、これでいけるだろうということで、警視庁さんとか、関係者、地元区市町村などと協議が整って、いけるだろうとなったときから、手続的に2～3カ月を要しているところでございます。

以上でございます。

大田議長 高橋委員、どうぞ。

高橋委員 ちょっと整理をしたいのですが、道路またぎとか、そういうものは、一般的

な許可を要する条件になっていて、その一方、東京都の特例許可の条件は、3ページですね。そういう意味では、道路またぎについて、警視庁が問題ないと言えば、出せる仕組みなのですね。そこは、それでよろしいのでしょうか。

上野都市整備局技監 3ページに書いてあります交通管理者との協議の上の中には、道路またぎも、判断事項の対象になっていることでございます。ですから、道路またぎのものであっても、支障がなければ、特例許可が出せるということでございます。

高橋委員 それから、国交省が出しているモデル条例の中に、特例許可みたいな制度は、一般的にあるのでしょうか。今のお話をお聞きしたら、特例許可は、現行の運用のなかで重要な位置にあります。予見可能性のある基準になっていません。これだったらだめで、これだったらいいという話は、依然として、基準が抽象的過ぎて、申請者にはわかりにくいのではないかと。

特例許可は、プロジェクションマッピングの推進については、非常に重要な運用な手段だと思いますので、もう少し基準を具体化する御努力をお願いできないでしょうか。以上、2点について、御教授いただければと思います。

大田議長 お願いします。

上野都市整備局技監 モデル条例の中には、どうも入っていないようでございます。

高橋委員 東京都独自の制度ですか。

上野都市整備局技監 そのようでございます。事実確認をする必要がありますけれども、具体的には、今、お手元資料の8ページのところに、都の条文で、特例許可の第30条なのですが、書いてございますが、どうも国のモデル条例にはないようでございます。

2点目の予見可能性でございますけれども、恐らくこれは、抽象的ということはあると思いますが、今の段階で、一般的に言えるということは、ここまであるということで、恐らく具体的に事例が出てくる中で、この程度のものが認められているという数が積み上がるものを、そういう情報発信などをする中で、申請者の方に参考にしていただくような、そういう工夫は必要だと思っております。

荒木参事官 事務的に補足してよろしいでしょうか。

先程のモデル条例の件ですが、国交省が出しているいわゆるモデル条例案の中におきましては、「知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、屋外広告物審議会の議を経て、これを許可することができる」というものが入っております。

高橋委員 要するに全国的に、各団体がこれを活用すれば、しようと思えばできるということですか。

荒木参事官 そうということになります。

高橋委員 あともう一つは、積み上がってからのというのは逆で、関係者と実際に事業をやりたい人と話を詰めていただいて、基準化を進めていただかないと、運用できないのではないかとこのところがありますので、そこは、重ねてお願いできないのですか。

上野都市整備局技監 個々の建物の状況とか、周りの道路との関係とか、一つ一つは、個別に見ていく必要があると考えていますので、その辺が一般化できるような中身があれば、その辺の基準化もできると思いますけれども、今のところ一つ一つ状況を見ていくというのは、現段階の対応のやり方と考えているところでございます。

大田議長 ほかにいかがでしょうか。吉田委員、どうぞ。

吉田委員 経済界を代表すも委員としては、どうしても営利目的にこだわりたいのです。これは、本当にもうかるのです。ネットの進化で、40億人のビューワーは、こんなビジビリティーは、二度とないです。今度は、60億人になるかもしれないわけです。

その中で、企業とする、企業のロゴないし商品名なり、プロダクトが出るのだとしたら、それはインベストメントに値すると思うのです。例えば先ほどおっしゃっていた、公益目的ではないとだめだというのは、それはそれで一つの考え方もかもしれませんが、だとしたら、これをもっとポジティブに考えて、貧困層と子供基金にするとか、それこそ、今、言っている森林産業の再生のために使うとか、スペシフィックに目的を設けて、世界中からインベストさせるということも、1つだと思うのです。

そこを特例許可でやりますということでもどうしても前向きではなくなってしまう。どうしてもというのだったら、許可しますというスタンスではなくて、2年間の攻めの、すなわち機関限定でさまざまな試みをさせてあげるプロジェクトマッピング・プログラムを実施するぐらいのことでいいのではないかと思うのです。そのトーンで実行できないものなのですか。

大田議長 どうぞ。

上野都市整備局技監 特に公益目的ということで、制約がすぐには出てこないみたいなのですけれども、基本的には、通常は、地域のエリアマネジメントの活動の一環として、広告が使われることが多いのですけれども、その中で、特例許可を出してくるのが多いんです。

そうしますと、そのときに、地元の振興に役立つということで、そういう意味での地元の自治会の方とか、エリアマネジメントの活動に資するというものの活動費に充当するというのが、申請者が出してくるものが多くて、例えばエリアマネジメント団体が、地域の地元の清掃活動の活動費に充当するとか、割とそういったものが、公益目的として、申請されるものが多いので、大体その辺を、今まで念頭に置いたものにしてはいるのですけれども、おっしゃったものが対象になるかは、少し研究させていただきたいと思います。

吉田委員 その分類でもいいかもしれませんが、ポイントは、どういうものが公益かということにですね。もうちょっと積極的に押し出すという感覚で、これからの2年間を活動することが大切です。その宣伝広告内容で、この技術進化を活用してといったように様々な可能性を考える。多分こうしたことに必要な技術はいろんな企業がすでにいっぱい持っていると思います。それを「攻めのプロジェクトマッピング」活動と呼びたいと思いますが、やりようはあると思っています。

大田議長 通常の屋外広告物だと、ずっと出ているわけですがけれども、プロジェクションマッピングは、先ほど見せていただいたように、一定の短いわけです。その最後に、スポンサー名を短時間出すということもだめなのですか。

上野都市整備局技監 それは、今、特例許可の対象としているということでございます。

今の御発言の関係でいきますと、2ページに書いているのですけれども、今、当面、2020大会の気運醸成につながるようなものにつきましては、積極的に活用していきましょうということでございますので、そういう趣旨のものにつきましては、そういった意味での積極的な活用は、まさに攻めの方向では向いているということで、補足をさせていただきたいと思います。

大田議長 副大臣、どうぞ。

松本副大臣 ここで、事例を挙げていただいたものというのは、東京都が大きく絡んでいるのです。東京オリンピックの関連です。東京都が主導して、警視庁とか、いろんなところと役所のトップが折衝を重ねるという状況です。

例えば民間の業者がどこへ相談に行ったらいいというのは、引き続いて、どこへ行ったらいいかわからないような話なのです。中野区の何とかにこれをやりたいといったときに、提案を誰にするかという、区にするしかないのです。現実には、区の裁量が大きいのではないですか。民間の事業者がこれをやろうとして、できた事例というのはあるのですか。

上野都市整備局技監 先ほど申し上げた、プロジェクションマッピングで、先ほどの特例許可での事例は、都ではございません。それから、イベント等で、まさに企業名が映らないということであれば、公的なものとして、都が主導的にやっているものが多いということでございます。

松本副大臣 都が主導的にやっているのですね。

上野都市整備局技監 そうです。

松本副大臣 地域の商店街とか、都商連とか、あるいは民間の技術を試したいとか、そういうことでできた事例というのは、まだ皆無ですか。

上野都市整備局技監 まだ都においてはいいです。規格の中で、営利目的でもって、例えば許可区域でもって、一定の範囲の面積の中で、つくるといのはありますけれども、プロジェクションマッピングといのは、大きなものですから、そういう面では、事例はございません。

それから、相談窓口でございますけれども、基本的には、先ほどの区市町が窓口ですが、特例許可につきましては、都の広告物審議会に絡むことですので、御相談ということであれば、特例許可については、東京都の相談窓口にも、御相談していただければ、そちらで対応していきたいと考えております。

松本副大臣 要するに具体的には、東京都がやるのだったら、特例許可が出ます。そうだけれども、一般の人たちがやるのだったら、東京都へ来てください、あなた、直接東京都の公安委員会に行って、相談してきてください、道路管理者のところに行って、相談し

てきてくださいという世界ですね。ワンストップサービスで、東京都が全部引き受けて、公安委員会との話も、道路管理者との話も、電力会社との話もやってあげますという世界ではないですね。

だから、一般個人では難しいという現実があるわけで、特例と言ったって、特例をやっているのは、東京都だけの話で、自分たちのことで、オリンピックのことだけで、民間企業を活性化させていくという観点から考えたときに、日本の世界に発信をするクールジャパンの一貫として、これを活用しようとしたときに、今の状況では課題があるのではないですか。

上野都市整備局技監 そこにつきましては、まさにワンストップで、全部一元的に判断する仕組みは、今、なっておりませんが、民間の営利企業が映すものを、特例許可で認めていくということにつきましても、一旦、都で御相談をいただいて、都を通じて、警視庁などに話を紹介して、つなげていくことはできますので、そういったものの中で、できる限り円滑に進むような、今までどおり、個別の一般の特例許可の中で対応しておりますので、そういったやり方を通じて、そういうノウハウを生かしながら、円滑な手続が進むような形で、やっていきたいと思えます。

吉田委員 そこも含めて、民間にアウトソースしてしまえばいいではないですか。そのほうがもうかります。

上野都市整備局技監 恐らくそこは、許可権限との関係があると思えますので、そののつくりにはなっていないところだと思えます。

大田議長 林委員、どうぞ。

林委員 ありがとうございます。

2つ、教えていただきたいと思えます。

きょうの資料1 - 2の8ページ、9ページを拝見しているのですが、道路またぎの根拠です。条例の6条には、広告物を表示し、または提出物件を設置してはならないとあって、10号に道路などが挙がっているのですが、プロジェクションマッピングの場合は、道路に広告物を表示するわけでもないし、道路に物件を設置するわけでもないと思うのですが、道路またぎが一律禁止になるのは、なぜなのか。これが質問の1点です。

2番目ですが、条例の21条を拝見すると、規則で定める規格を設けたときは、これらの規格によらなければならないとして、7号で、「建築物の壁面を利用する広告物等」とあり、9ページの規則を拝見すると、別表第3において、建築物の壁面を利用する広告物等の規格が設けられていて、例えば50メートル以下という高さ規制ですとか、5項のところに、表示面積について、100平米以下とか、壁面面積の10分の3以下という、面積規制がございます。

有体物の広告物を建物の壁面につけるのであれば、看板の落下による人身事故などもあり、これはこれで危険なので、わかるのですが、プロジェクションマッピングの場合に、従来の別表3にあるような、高さ規制とか、面積規制をする必要性は、どこにある

のでしょうか。

大田議長 お願いします。

上野都市整備局技監 1点目でございます。8ページのところで、直接的に明記してありますが、交通管理者との関連で明記しておりますのは、左側の19条の2項の4号がございます。信号機または道路標識等に類似し、また、これらの行為を妨げるなど、道路交通の安全を阻害するおそれのある広告物等となっております。基本的には、ここに関連して、交通管理者とも協議しているところでございます。

プロジェクトマッピングの光が、信号機などに反射することによって、信号機が見えなくなるとか、そういうことも考えられますので、こういったものを根拠に、1つは対応しています。

あと、特例許可を出すに当たりまして、3ページにございますように、関係機関として、交通管理者、道路管理者が入っているのですけれども、道路交通法の運用との整合性をとることもありまして、交通管理者と協議をして、安全性が確認できるということを、条件としているということでございます。

面積につきましては、現行の仕組みの中に当て込めていく。その中に、プロジェクトマッピングも位置づけて、対応していくということでございまして、プロジェクトマッピングそのものの、まさに投映される面積、スクリーンの面積、それを広告板の表示面積と見立てて、その面積を一定の範囲の中におさめていこう。要するに、既存の仕組みの中で対応していくときに、一般の広告物として扱うのであれば、面積の制限もその中におさめないといけません。それを一般ルールとして示したというのが、2ページに記載しているところでございます。

林委員 まさにこれまでの有体物を前提とした広告物の、枠にはまらない、プロジェクトマッピングが出てきたのだから、それにふさわしい規格を新たに考えるべきところ、既存のものに合わせてしまったところが、問題なのではないか。その点を私どもは指摘させていただいているので、既存の広告物に対する面積、高さの規格とは区別して、規格を緩和していただく必要があるのではないかと思います。

それから、先ほど「道路またぎ」の点は、19条の「道路交通の安全を阻害するおそれ」があるかどうかを、管理者との協議で決定するという事なので、その必要性はそれなりにわかるのですが、その場合、これは特例のみならず、一般的な問題として、民間の立場の方は、区道、市道、都道、国道、いろいろあって、どこに相談しにいけばいいのかわからないというお話も、前回のヒアリングでは受けています。相談窓口のワンストップ化とか、予測可能性をレベルアップしていただく、簡略化が必要なのではないかと思います。

また、きょう、御紹介いただいたように、東京2020に向けての都主催のイベントであれば、2,600平米とか、5,200平米の面積や、高さ136メートルの投射が、道路をまたいでいても、許されているわけです。安全性についての考え方は、同じだと思いますので、御検討いただきたいと思います。

大田議長 先ほど、「将来、技術革新があって、今の広告物規制の枠に当てはまらない事例が出てきたら」というお話がありましたが、これまで議論してきた、私どもの認識では、プロジェクションマッピング自体が、非常に進んだ技術であって、これまでの広告の概念にははまらないものである。したがって、新しい規制の枠が必要である、ということなのですが、今の林委員の指摘とあわせて、そこはいかがでしょうか。

上野都市整備局技監 もしそういう話だとすると、法の枠組みを超えて、位置づけるという話になります。それは国のほうで、整理していただく必要がある。まずはそれが必要になってくると思います。

大田議長 安念委員、どうぞ。

安念委員 全く見当違いのことを言っているかもしれないので、教えていただきたいのですが、そもそも建築物の壁面を利用する広告物等に、プロジェクションマッピングは当たらないのではないですか。

ここで、表示という言葉が使われていて、表示という言葉の日常言語というか、辞書的な意味では、確かに映出する、映示することも表示だろうけれども、ここでの用語は、全て有体物を前提としているように見えます。

例えば施行規則の別表三の二の3を見ると、壁面の外郭線から突出して表示し、また設置しないこととあります。つまり映示していれば、外郭線から突出することはあり得ないので、これは有体物を念頭に置いているはずです。

また、4も、窓または開口部を塞いで表示し、とありますが、これは物理的に塞ぐことです。つまり開口部が使いなくなると困るので、物理的に塞ぐなということです。広告幕は軽いので、それを押せば、外に出られるから、これは例外にしているのだと思います。

つまり物理的に何か物があるというのが、ここで言う広告物なのであって、プロジェクションマッピングは、そもそもここで規制の対象にはなっていないのではないかと思ったのですが、どうでしょうか。

上野都市整備局技監 まさにそこが平成24年度の広告物審議会で議論するときの前提条件というか、そもそもこれをどういうふうに扱うべきかという議論が、入り口にあったわけです。そういう面であれば、既存の新しい手法なるものは、まさに有体物でないものですから、それだったら、既存の中に当てはめることが難しいのではないかという議論が一方であって、でも、何か対応をしなければいけない。

対応していくときに、まさに新しいものの中で、法律などが改正されて、それに基づいてやっていくというやり方もあり得たでしょうし、少なくとも、そのときは、今ある法の枠組みと条例のツールを使って、どういうふうに対応していくか、どういうふうにその中で位置づけて対応していくかということで整理したものですから、有体物もおっしゃるとおりだと思いますけれども、それを今の枠組みの中に、どういうふうに当て込んでいけば、対応が可能かというふうにつくり込んでいるものですから、まさにその出発点、入り口のところで、これは別の枠にすべきだという議論は、確かにあり得ると思います。もしそ

れをやるとしたら、そもそもの出発点、入り口、上流のところ、整理をし直す必要があるのではないかと思います。

安念委員 それは国の話である必要は、全くありません。都独自の条例として、都の規制の範囲外だという整理は、幾らでもできるはずですよ。

上野都市整備局技監 そういう意味において、イベント等で、企業名や商品名等が映らない映像、一時的に投映するものについては、少なくとも対象外にしようとしたわけです。

安念委員 違います。私が申し上げているのは、プロジェクションマッピングは、条例の規定に当たらないと読めるはずなのに、なぜ落とし込まなければいけないのか。そんなことは、する必要が全くない。要するに既存の条例の体系では、規制の対象にしないという決断をすればいいだけの話です。あと、道路をまたぐと困るというのは、道路関係の法令で規制すればいいのであって、屋外広告物関係の法令の体系で規制する必要は、全くない。もともと規制する必要がないものを、規制してしまったのではないかというのが、私の考えです。

上野都市整備局技監 いろんな御意見はあるかと思うのですけれども、当時は、そういうことでした。

松本副大臣 東京都の審議会で議論となる点ですね。

大田議長 高橋委員、何かありますか。

高橋委員 特例許可の制度のつくりが、問題だと思います。特例許可というのは、現に使っている制度だと思っていたのですが、全く使っていない制度だということが、初めてわかって、びっくりしております。その理由が、1つは、地元市町村の了解がなければいけない。事務処理特例でおろしているのですから、基準は東京都が決められるはずなんです。東京都がきちんと決めて、やると言ったら、了解ではなくて、地元市町村長との協議ぐらいが普通です。そういう意味では、同意がなければ出せませんというのが、使わない制度にしているのだと思います。

それから、の申請者は、なぜ関係機関と自分で協議しなければいけないのですか。申請の対象は、市町村長を経由して、整備局なのだから、そこに申請すればよくて、協議は整備局がやって、必要な情報を申請者から関係機関がとる。なぜここで協議をしなければいけないのですか。要は調整を全部申請者がやって、いみじくもおっしゃったのは、前さばきが終わってから申請するという制度になっているので、申請者がすごい負担をしなければいけない。そういう意味で、特例許可の制度そのものが、使えない制度になっているのではないかと思いますので、そこはいかがでしょうか。

上野都市整備局技監 まだプロジェクションマッピングでの特例許可の事例がないということですので、今後、この制度を活用して、今まで周知が十分でなかったところについては、十分に図って行って、この活用を積極的に図っていくということ、やってきたいということが、1つでございます。姿勢としては、そういうことでございます。

あとは、3ページの話だと思うのですけれども、30条の特例許可の権限につきましても、

区長に事務処理特例で権限を委任しておりますので、各首長さんの権限に属していること
でございますから、そちらのところの了解が必要であるということでございます、基本
的には、そちらとやりとりをする必要があるのですが、東京都の審議会の議を経てという
手続がございます、東京都の都市整備局の中で、回していかなければいけませんから、
そこにつきましては、関係機関と協議をしていくというプロセスが入ってしまっている
ということでございます。

高橋委員 事務処理特例というのは、そんなものではないと思います。都の基準を決め
て、分権の観点から、市町村長などに運用を任せているのが、事務処理特例です。そう
いう意味で、都が基準を決めて、これでやってくださいということで、十分に協議するの
は当たり前なのですけれども、同意が要するというのは、おかしいのではないですかと言
っているわけです。

上野都市整備局技監 繰り返しになりますけれども、自治法の規定に基づいて、事務処
理特例に関する条例により、30条の許可も含めて、区市にその権限を委任している状況
でございますので、そこについては、首長さんの判断に委ねられているという理解でござ
います。

大田議長 時間が押しておりますので、最後に伺いたいのですが、先ほど国土交通省に
御意見を伺っておりましたが、なるべく早い時点で、プロジェクションマッピングという
新たな手法について、より緩やかな、技術特性に応じたガイドラインをお示しになる
ということなのですが、それが出てきたら、東京都もそれに応じて、見直しを検討してく
ださいということでしょうか。

上野都市整備局技監 まだ具体的に拝見していませんが、中身を見た上で、判断したい
と思います。

大田議長 これから自治体の方と意見交換をし、自治体の実例を集めてからということ
でした。

上野都市整備局技監 国交省さんからも、中身を聞いて、しかるべき対応をしていき
たいと思います。

大田議長 オリンピック・パラリンピックというのは、東京の魅力をアピールする最大
のすばらしいチャンスで、プロジェクションマッピングは、そのための重要な手段です。
組織委員会の中では、私が委員長をしております、経済・テクノロジー委員会で、プロ
ジェクションマッピングを大いに活用しようという議論がありまして、そこで、村井先生
から、こんなに規制があるという問題提起が出されたというのが、今回テーマにとりあげ
た発端です。そういう議論をしているときに、お膝元の東京で厳しい規制が行われている
ということに、きょうは、いささか驚きました。時間は余りありませんので、オリンピック
・パラリンピックが、東京にとってすばらしいチャンスになるように、都としても、前向き
な御検討をいただければと思います。よろしく願いいたします。

きょうは、お忙しい中、ありがとうございました。

上野都市整備局技監 どうもありがとうございました。

大田議長 この件は、この会議でも、引き続き、議論をしていきたいと思えます。

安念委員 規制しなければいけない理由が、全くわかりません。光で目がまぶしいとか、それは当然です。だけれども、それは広告物の話ではありません。

大田議長 ありがとうございます。

今後の運びについては、また御相談をさせていただきます。

(東京都関係者退室)

大田議長 それでは、ここで、梶山大臣より御挨拶をいただきますが、その前に、報道関係に御入室いただきます。

(報道関係者入室)

大田議長 それでは、大臣、よろしくお願ひします。

梶山大臣 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日はまず、屋外広告規制の見直しについて御議論いただきました。

プロジェクトマッピングが、2年後、3年後の大きなイベントで、しっかりと活用されるべきだと思いますし、早急かつ簡素な手続で実施ができるように、国土交通省が、都道府県というよりも、まずは東京都と連携をとりながら、何に課題があるのかということについて、実施を前提にすり合わせを進めていく必要があると感じたところであります。

また、この後、地方における規制改革と民泊サービスについても御議論をいただきます。地方における規制改革につきましては、地方自治体の手続上の書式等が異なるために、事業者が広域で業務をしている場合には負担が大きいという課題があり、各府省に改善方策の検討を求めることとしています。

民泊については、来年6月に住宅宿泊事業法が施行されますが、幾つかの地方自治体において、実施を制限する条例の制定が進められております。民泊の積極的な活用を図るには、関係省庁による制度の周知徹底が必要でありますし、シェアリングエコノミーをしっかりと広げていくことが日本経済の発展が資するものと思っておりますので、しっかりとした御議論をお願いしたいと思います。

先ほどの屋外広告の規制についてもそうですけれども、私も規制改革の担当大臣として、しっかりとサポートしてまいりたいと思えますので、御議論をよろしくお願ひいたします。

大田議長 大臣、ありがとうございました。

それでは、報道関係の方は、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

大田議長 それでは、議題「2. 地方における規制改革について」事務局から説明をお願いします。

荒木参事官 お手元にある、資料2-1「地方における規制改革について」と、資料2-2をご覧いただきたいと思えます。

地方における規制改革につきましては、資料2 - 1の1ページのとおり、今年6月9日に閣議決定されました規制改革実施計画におきまして、ここに書いてあるようなことが決められております。

これに従いまして、夏以降、行ってきました作業の概要を2ページに記載してありますので、2ページをご覧いただきたいと思っております。

先の閣議決定におきましては、「書式等の洗い出しを行い」となっておりましたので、緑色の部分ですが、のとおり、各府省に対して、所管行政分野に係る地方自治体における手続のうち、地方自治体間で書式等が異なるもののリストの作成を依頼しました。この結果、各府省からは、159件出されました。

次に、「事業者の負担を踏まえてリストアップ」となっておりましたので、ピンク色の部分ですが、のとおり、のリストを参考としまして、事業者団体に対しまして、地方自治体における手続上の書式等が異なっていることにより、事業者として負担が大きいものについての情報提供をお願いしました。

最後に、「自治体と十分に協議する」となっておりますので、黄色の部分ですが、のとおり、地方自治体に対して、事業者からいただきました負担の内容の提供を行いました。

これらの作業を経まして、真ん中あたりの青色の部分ですが、各府省に改善方策の検討を求める書式等の案として、46件の書式等をピックアップさせていただきました。

この46件の書式等につきましては、少し飛ぶのですが、4ページ目に一覧表を付けさせていただいております。

それとともに、資料2 - 2には、それぞれの書式等につきまして、その根拠規定や実際に事業者団体からいただきました負担の内容を個別に記載したものを付けさせていただいております。

資料2 - 1にお戻りいただきまして、3ページをご覧いただきたいと思っております。ここには、今後の進め方の案を記載させていただいております。

ここに書いてありますように、のところですが、今後、各府省に改善方策の検討を依頼させていただこうと思っております。

各府省をお願いさせていただこうと思っている内容につきましては、その下の緑の枠で囲っている部分ですが、求める検討の内容として記載させていただいております。

内容としましては、「各府省に検討を求める改善方策は、「書式等の統一」とする。統一の方法は、国の法令等による書式等の規定、国から地方自治体への技術的助言による書式等の雛形の提示、地方自治体側の連携による書式等の雛形の作成等による。なお、国の法令等で統一的・標準的な書式等が規定されている場合は、その使用を進めることも考えられる。また、書式等が異なることによる事業者の負担の内容に応じて、書式等の統一の検討に併せて、統一的なオンライン化の推進、記載項目の整理等の改善方策を検討することとする。」とさせていただいております。

これによりまして、各府省に検討していただくのですが、その結果、出てきた改善方策

の案につきまして、下の黄色の部分ですが、地方自治体に確認をしていただいた後、この会議等におきましてヒアリングをして、最終的な改善方策を決めるという手順で、進めさせていただきたいと考えております。

説明は、以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関し、御意見、御質問をお願いいたします。

吉田委員、どうぞ。

吉田委員 前に行政手続のほうでやっていた三原則の1つ、書式の統一ということだと思っておりますけれども、ここで大事なものは、忘れてはいけないのは、ワンスオンリーです。どんなに書式が同じでも、何度もファイルするのではなくて、あとは追加の情報ということで、そこが認識されていかなければいけないというのが、究極のオンライン化のベネフィットだと思っています。

書式というのは、データになった途端、ここに住所があって、ここに名前があってというのは、余り関係なくて、重要な情報がそこにありますということと、1回聞いたものは、ビッグデータのストレージの中にプールされて、あとは、何を追加していくかということになります。

この環境ができれば各府省に縦割りになっているけれども、ちゃんと横串が通り、皆で情報は共有されるのです、そこまで意識した書式、まずは紙ベースでの書式の統一ということなのだろうと思っているのですけれども、その一連の流れを意識した中で、書式もつくってくださいと申し上げたい。その背景を前提にして、今、書式の統一が必要ですよという認識から始まるのは、非常に重要なだろうと思っています。

大田議長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。高橋委員、どうぞ。

高橋委員 今、吉田委員がおっしゃったように、行政手続コストの削減ともかなりつながる話でございますので、そういう意味では、46件まで案件を積み上げていただいて、事務局の御努力にお礼申し上げたいと思います。

これで、どれだけコストが削減されるかということは、行政手続部会とも連携して、効果を見える化していただくといいと思っています。どれだけできるかわかりませんが、3月に出るということでございますので、基本計画の改定も含めたときに、行政手続コストに反映できるような形で、事務局間の連携ということで、ぜひお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

大田議長 よろしく願いします。

林委員、どうぞ。

林委員 聞き漏らしてしまったかもしれないのですが、3ページの の各府省による改善方策の検討というのは、遅くとも1月末までには、資料2-2の各項目について、改善方策を御回答いただけるということで、よろしいのでしょうか。その回答は、我々が1月

末の段階で、確認できるのでしょうか。

荒木参事官 これから各府省に改善方策の検討を求めようと思っております、その期限は1月中を考えております。その後、事務的な整理等もございますので、実際に先生方にご覧いただくのは、3月以降ぐらいになると想定しております。

林委員 は、 で検討された改善方策について、地方自治体による確認を2月に行うということで、1月末の段階で、改善方策は整理されていると思うので、私どもが拝見できない理由は、どうしてなのでしょう。

荒木参事官 そこについては、知事会等とも相談しなければいけないところがあるのですが、検討させていただきたいと思います。

大田議長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、46件の書式等について、各府省に改善方策の検討を求めるという点について、御了承いただけますでしょうか。それでは、そのように検討を求めるといたします。よろしく願いいたします。

それでは、議題の「3.民泊サービスについて」を議論いたします。

住宅宿泊事業法の施行に向け、民泊の実施を制限する条例の状況について、お伺いいたします。

(観光庁関係者、厚生労働省関係者入室)

大田議長 観光庁、菟川直也審議官、鈴木貴典観光産業課長、厚生労働省、竹林経治生活衛生課長にお越しいただいております。

それでは、観光庁さんより、資料3に基づいて、御説明をよろしく願いいたします。

菟川審議官 観光庁の菟川と申します。

きょうは、機会をいただきまして、どうもありがとうございます。

民泊の法律は、こちらの会議の場で、規制改革の実施計画をつくっていただいて、それを法律の形にしたもので、本年の6月の通常国会で成立をさせていただきまして、政省令も10月末に公布をさせてもらいました。来年の6月15日からスタートということで、今、いろいろな準備をしているところであります。

あと、民泊と関連した旅館業法の改正は、旅館業法にのっとったやり方があるのですが、けれども、その罰則とか、そういうものを旅館業法でやることができていなかったのですが、このたびの特別国会で、その改正もできたということです。

きょうの主題は、地方自治体が定める条例の制限ですので、そういう部分での現状と国会での審議の状況等を御説明させていただいて、御指導いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、課長の鈴木から、説明をさせていただきます。

鈴木観光産業課長 7月から、観光庁で観光産業課長をやっております、鈴木と申します。

資料の御説明をさせていただきたいと思います。

失礼ですが、着座にて、御説明させていただきたいと思います。

資料3をごらんいただきたいと思います。

1ページをごらんいただきたいと思います。条例の問題でございますけれども、そもそもどのような考え方で、この法律ができたか、また、法律がどうなっているかということをお説明させていただきたいと思っています。

1ページ目では、規制改革実施計画の概要を添付させていただいております。御案内のとおりでございますが、住宅宿泊事業法につきましては、規制改革推進会議における議論を踏まえまして、28年6月に閣議決定された計画に基づき制度設計され、立案されているものでございます。

内容は、御案内のとおりでございますが、右側の1.の(1)、(2)も同じなのですが、一番下のところに線を引かせていただいておりますが「住居専用地域でも民泊実施可能とするが、地域の実情に応じて条例等により民泊不可とすることも可能とする」ということの中で、現在の法制度が立案されてきたという経過がございます。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。国会での審議を経まして、6月16日に法律が公布されたわけでございます。

改めて内容を御説明させていただきますと、住宅宿泊事業は、届け出制で行われるということでございまして、家主不在型については、管理業者への委託義務がかかるということでございます。こちらについても、規制改革実施計画のとおりとなっております。

また、宿泊者名簿の作成等の業務の適正性の確保の措置等も盛り込んでございます。

地域の実情を反映する仕組みということで、後ほど内容を御説明させていただきますが、法18条が規定されているところでございます。

3ページ目をごらんいただきたいと思います。改めまして、住宅宿泊事業法18条の御説明をさせていただきたいと思いますが、上の箱が法律でございます。生活環境の悪化を防止するため、必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、条例が制定できることになってございます。

また、下の箱でございますけれども、政令で基準を定めさせていただいております。この会議におけるこれまでの御意見等も踏まえまして、180日とか、100日とか、単純に日数を制限するというのではなくて、やってはならない期間を指定して行います。必要性があって、生活環境との関係で、問題があるからやってはいけないという期間について、指定できるという政令にさせていただいております。当期間の指定については、特に必要な場合に限ってやっていいということも、記載させていただいております。

4ページ目をごらんいただきたいと思います。住宅宿泊事業法に関するこれまでの議論等の経過でございますけれども、その中で、観光庁として、どのような対外的な説明をさせていただいているかということをお説明させていただきたいと思います。

ここに書かれているとおりでございますが、国会審議、国会で法律が制定されてから2回、近々3回目を開催しようと思っておりますが、東京に全ての自治体を集めて、説明会

等を開催させていただいております。また、意見募集、パブリックコメントなどもさせていただいているところがございます。こういった場を通じて、条例についての観光庁の考え方を示させていただいているところがございます。

内容でございますが、5ページ目をごらんいただきたいと思います。これは法律ができたときの国会審議、住宅宿泊事業法のための国会審議でございますけれども、民進党または自民党の先生の名前を書かせていただいておりますが、両方の先生の議論としては、割と自由にやったら、自治体の裁量で条例を定めることができるのではないかという問題意識でございました。

観光庁といたしましては、田村観光庁長官から、基本的に1年間365日、全てをだめだというものは、住宅宿泊事業に係る規制、振興の両面を有する本法案の目的を逸脱するものであり、適切ではないとか、そういったことで、御答弁をさせていただいているところがございます。

6ページ目は、国会の審議のときにつけられた、附帯決議でございます。地域の実情を十分に配慮するようということで、附帯決議がつけられておりますので、御参考でございます。

7ページ目をごらんいただきたいと思います。7ページ目は、政省令をつくった際にパブリックコメントをしております、この中でも、18条に関する意見が多数ございました。できるだけ自治体が自由にやったらいいのではないかという御意見もあれば、そうではなくて、こういうものは制限的にするべきではないかとか、両方の御意見がございましたが、その中でも、ここに書かせていただいているとおり、0日等のこういったものについては、適切でないということを回答させていただいております、この旨については、自治体等にも改めてお伝えしているところがございます。

8ページ目をごらんいただきたいと思います。こちらは、さきの旅館業法の一部改正法の審議の際の国会答弁でございますが、共産党の先生から、このような御質問をいただいて、それに対して、観光庁といたしましては、広範な区域で、年間を通じて、全面的に住宅宿泊事業を禁止するような、事実上、営業できなくなってしまうような過度な規制は、適切でないという御答弁をさせていただいているところがございます。

9ページ目、10ページ目は、現在の自治体の検討状況でございますが、こちらの御報告をさせていただきたいと思います。

9ページ目でございますが、住宅宿泊事業を所管する自治体は、保健所設置市等を含めると、最大で144自治体になりますが、これらのうち、2つの自治体、大田区、新宿区で、条例案が議決をされてございます。

そのほか、京都市、世田谷区、横浜市等で、現在、検討が進められていると、把握をしてございます。

新宿区、大田区でございますが、新宿区については、住居専用地域において、平日は禁止をするという条例ができてございます。

大田区につきましては、特区民泊と同様の規制をされるとお伺いしておりますけれども、住専地域等で規制をするということでございます。大田区の住専地域は、18%ぐらいの面積があると聞いておまして、田園調布等の住宅街で禁止されることになるということでございます。

10ページ目でございますが、京都市におきましては、京都大学の先生でありますとか、弁護士の方でありますとか、有識者の方を集められて、検討会をされながら、現在、条例案について検討されていると、お伺いしてございます。

今の案では、特に民泊関係の苦情が少ない、閑散期の1～2月に限って、営業を認める。住居専用地域については、その期間以外の期間は禁止するとお伺いしております。ただ、家主居住型でありますとか、一定の住宅宿泊事業については、除外をするとお伺いしてございます。

11ページ目でございますが、今後の我々の予定でございますが、12月19日に第3回の自治体連絡会議を東京で開催し、12月内に発出を予定しているガイドライン等の内容につきまして、説明をしたいと思っております。特に18条の条例については、我々といたしましては、生活環境の悪化を防止するために、必要な場合に限ってやるものであるもので、慎重かつ十分な検討をしていただいた上で、条例を制定するなら、制定していただきたいということで、法律の趣旨を十分に御説明していきたいと思っております。

平成30年3月15日に届け出等の準備行為が開始されまして、6月15日に施行される状況になってございます。

簡単ではございますが、私からの説明は、以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問をお願いいたします。

吉田委員、どうぞ。

吉田委員 今、規制がないために、実は民間で民泊が現実に始まっていると聞いています。すごい勢いです。みんなホームステイ感覚でやっているわけです。私が思ったのは、ホームステイというのは、今、規制を適用しているのでしょうか。間違えなく、今、外資系の代理店を通じて現実が進行しています。口コミで、1回やってもうかった人は、もう一回やりたくなるから、もう一回、アプライするわけです。ちゃんとしたことをしないと、ネットに書き込みなどがあって、今度は使いませんということで、市場で淘汰されていくというロジックが働いている。実際には、いろいろ進んでいるので、事例はふえていると思います。こういう方々のヒアリングを聞いて、一番最初に考える必要があると思うのは、事故です。このようなポイントも今後施行までのガイドラインに組み込んでいただきたいと思えます。

鈴木観光産業課長 法律の中でも、もともと28年6月の閣議決定の際に、家主が居住している、つまりホームステイタイプのもので、家主が不在で貸し出されているものと、分けて規制をかけておまして、一部、家主居住型、ホームステイタイプのほうが、規制も

省略されているというか、軽くなっている部分もございます。

また、我々としまして、Airbnbさんとか、ああいった現場の実態に詳しい方ともよく議論をさせていただきながら、適切な運用ができるように、負担になり過ぎないような運用ができるように、気をつけてまいりたいと思っております。

大田議長 森下委員、どうぞ。

森下委員 これは早くしないと、實際上、法律が骨抜きになってしまいと思います。月曜から木曜とか、京都の1月、2月なんて、もともと必要がない時期に民泊を解禁しても、意味がないと思います。そういう意味では、本来、必要なときにできないというのは、法の趣旨に大きく外れていると思うので、スケジュール感が遅いのではないかと。この調子でいくと、ガイドラインが出るまでに、自治体でいっぱい条例をつくってしまうことになりかねないので、もっと前倒しでやっていただいて、条例の要件を見たら、早目に観光庁から牽制球を投げてもらわないと、意味がなくなってしまうのではないかと思います。手をこまねいている印象が非常に強いのですけれども、いかがですか。

大田議長 民泊新法で、自治体が条例を定めることができるということになって、民泊の趣旨が生かされないようになってしまうのではないかと、実質的に民泊が阻害されてしまうのではないかと懸念を、私どもはずっと表明しておりまして、それに対して、観光庁さんからは、そうならないように、ガイドラインを出すというお答えをいただいております。政令ができて、間を置かずにガイドラインができると、私どもは思っていたわけですが、いまだに出ておりません。今、森下委員からあったように、既に自治体で条例を決めてしまっています。新法ができたときに、ガイドラインを即座に出さないと、国としての役割を果たせないと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

稜川審議官 ガイドラインは、御指摘のとおりだと思ひまして、年内にということ、もう12月になっていますけれども、年内ぎりぎりにならないように、今、頑張って準備をしていますので、もう少しというところです。

それから、先生が御指摘の牽制球は、いろんな機会に牽制球を投げているつもりなのですが、届いていない牽制球もあるかもしれません。19日もしっかりと牽制球を投げようと思っているのですけれども、ガイドラインを早くやるということと、周知徹底の両方をしっかりやりたいと思います。

大田議長 なぜこんなにおくれてしまったのですか。

稜川審議官 条文ごとに、細かく想定されるものを記述するという形でやっているのです。パブリックコメントなどをやりますと、いろんな論点が提示されるものですから、それについて、できるだけ応えられるように思って、充実を図りつつ、時間がかかっている状況です。きょうの御意見も踏まえて、早急に頑張っていきます。

大田議長 ほかにいかがでしょうか。原委員、どうぞ。

原委員 ありがとうございます。

確認なのですが、自治体を4つ御紹介いただきました。新宿区、大田区、横浜市、京都

市の条例と条例案を御説明いただきましたが、これは過去の国会答弁などを踏まえると、不適切ということではよろしいのですか。不適切だとお考えになっているということなのか。不適切であるときに、どう対処されるのでしょうか。ガイドラインを整備されるだけではなくて、個別の条例についてどうされるのか、教えてください。

大田議長 お願いします。

稜川審議官 不適切かどうかということでは、不適切な要素がかなり強い部分もあると思います。大田区と新宿区といっても、土地柄が違うと思いますので、それぞれの御事情を踏まえて、お考えになっていると思います。そこはよく説明をしていますので、それを踏まえてやっているのだらうと思っています。

大田区の場合は、先ほども御説明しましたが、特区でスタートしているのです。2年前からやっていて、大田区では非常にうまく回っているようです。田園調布などがあるような、すてきな区ですから、どんなものかと、最初は思ったのですけれども、今のところ、1年間やってみて、クレームはゼロらしいです。ですから、特区でやっているやり方をそのままパラレルで、引き続きやっていきたいというのが、大田区さんのお考えだということで、それを表現すると、こうなってしまうようです。

先ほど説明した民泊新法の考えからいうと、不適切ゾーンに近い感じはあるのですけれども、大田区の1年間の実績だと、引き続き、こういう形でやりたいということで、決められたということなので、法律の趣旨は、19日も含めて、きちんと伝えながら、どういうふうにやっていくのかということは、大田区にきちんと考えていただいて、促したいと思っております。

原委員 不適切かどうかは、よくわかりませんみたいなことを言われていると、これからもこういったものがどんどんできていく可能性があって、大田区の条例は、法令に基づいて考えたら、明らかに法律違反ではないかと思えます。法律に書いてあるのは、期間を制限できると書いてあって、これは期間の制限ではなくて、地域を制限しているわけですから、おかしいと思えます。そういうことをより明確に言っていかないと、この問題は解決しないのではないかと思います。それが1つです。

もう一つ、質問させていただきたいのは、先ほど144自治体、所管している自治体があるということでした。これから法律が施行されて、施行された後も、随時、いろんな自治体がこの条例をつくっていくことになると、民間の事業者からすると、この地域でスタートしていたのだけれども、ある日、突然、条例ができて、できなくなってしまいました。大田区のような条例ができて、だめだと言われましたということが、生じる可能性があるのかどうか。これはどうお考えになっているのか、教えてください。

大田議長 お願いします。

稜川審議官 144の自治体というのは、アッパーなのです。政令市とか、そういう資格のある自治体の上限が144です。来年の6月15日に制度がスタートするのですけれども、そのときまでに条例を定めないと、ある自治体においては、自由に何でもできますということ

になってしまいますので、それでよしという自治体は、もちろんそれでいいと思うのですが、それでも、そうでなければ、何らかのアクションというか、お考えがあれば、条例を定めるという方向になるのではないかと考えていまして、動きとしては、まだ少ないのですが、これからいろんなところが、そういう議論を深めていくのではないかと、予想はしています。

原委員 伺った趣旨は、6月までにつくられるところ、施行までに条例をつくられるところはいいのですが、そうではなくて、施行された後でも、条例はつくり得るわけです。そうすると、大変不安定な状況になるのではないかと考えるのですが、その御指導はどうされるのでしょうか。

鈴木観光産業課長 法律でこういう形になっておりますので、制度的には、条例は制定し得るということは、御指摘のとおりでございます。

一方で、委員が御指摘のとおり、そうすると、住宅宿泊事業を実施される方にとっては、大変不安定な状況になるということで、我々としたしましては、各自治体に対して、条例を事後的につくるような場合につきましては、例えば適切な事前周知でありますとか、経過措置等を条例において定めることを求めて、推奨していきたいと考えてございます。

以上でございます。

大田議長 八代委員、どうぞ。

八代委員 先ほど大田区については、特区民泊の規制だからいいという理屈があるらしいのですが、特区民泊の場合は、たしか2泊3日以上であれば、それ以上の期間についての制限がないことが住宅宿泊事業法との大きな違いです。ですから規制強化を求める側の良いとこ取りのようなロジックを認めるということは、やはりおかしいのではないかと感じます。そういうことも強く言っていただければと思います。

原委員 補足させていただくと、特区民泊についても、法律上は、住居専用地域もできるのです。大田区では、条例で制限をしていたということですか。

大田議長 今の点で、何かありますか。

嵯川審議官 今の御意見もきちんと伝えたいと思います。ありがとうございます。

大田議長 先ほど原委員から、法律に照らして、不適切ではないかという御質問のときに、これにどう対応するのかという質問があったのですが、既に条例を決めてしまったところについては、不適切であっても、見直しは求められないということですか。

嵯川審議官 法令上、あなたのところの条例を直しなさいという権限は、我々にはないのですが、かといって、客観的な法律との関係、解釈がありますので、そこはきちんと伝えて、よく考えてもらうようにしたいとは思っております。

大田議長 林委員、どうぞ。

林委員 来年4月の京都のホテル予約をとろうとしたら、いっぱい、年々すごいことになっているのですが、京都、世田谷、横浜という、今、制限の方向で条例案を固めつつあるところに対して、再検討を求めるアクションは、観光庁としては、計画されていない

のですか。

鈴木観光産業課長 京都市におきましても、ほかの市におきましても、そうなのですが、我々は、説明会等を通じて、この条例については、生活環境の悪化を防止するために、真に必要な場合に限って、限定的にやってくださいということは、常にお願いをさせていただいているところでございますし、これからもさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

林委員 一般論ではなく、今の3つについては、再検討を求めるのですね。

稜川審議官 3つも144のうちの一つで、12月19日も来ますし、きょう、こういう会議で御議論いただいたということも、伝えるいいチャンスだと思っていますので、3つについても、伝えて、検討してもらいたいと思っています。

林委員 ありがとうございます。

しっかりと再検討をお願いしていただきたいと思います。

大田議長 ほかはよろしいでしょうか。安念委員、どうぞ。

安念委員 稜川審議官に、こんなことを申し上げるのは、完全に釈迦に説法なのだけでも、今、新宿区の条例の11条を見ておまして、まさに場所の制限なのですが、これは普通のローヤーの感覚からすると、政令の規定に違反しているように見えます。政令の規定の仕方は相当厳しいもので、よほどのことがないと制限はできないというのが、ありありとにじみ出ている文言になっていますが、新宿区の11条を見る限りでは、政令の規定をクリアできるだけのものがあるとは思えない。これは私の個人的な感覚かもしれませんが、もし機会があったら、そういう意見もあったということをお伝えいただければ、幸いです。

稜川審議官 承知いたしました。ありがとうございます。

大田議長 ほかはよろしいでしょうか。

ともあれ、ガイドラインを早急に策定していただき、関係自治体に、ここでの議論を含めて、法律の趣旨をしっかりと伝えていただきたいと思います。

その状況につきましては、この会議でも、引き続き、フォローアップしてまいりますので、よろしく願いいたします。

稜川審議官 承知いたしました。ありがとうございます。

大田議長 本日は、ありがとうございました。

観光庁、厚生労働省の皆様は、ここで御退席いただきます。ありがとうございます。

(観光庁関係者、厚生労働省関係者退室)

大田議長 以上によりまして、本日の議事は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

事務局から、何かありますか。

佐脇参事官 次回の会議日程は、後日、事務局から御連絡いたします。

大田議長 それではこれで、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。